

各地区協議会の平成27年度事業計画

一般社団法人北海道不動産公正取引協議会	1
東北地区不動産公正取引協議会	4
公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会	6
北陸不動産公正取引協議会	12
東海不動産公正取引協議会	13
公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会	16
中国地区不動産公正取引協議会	20
四国地区不動産公正取引協議会	21
一般社団法人九州不動産公正取引協議会	22

不動産公正取引協議会連合会

一般社団法人北海道不動産公正取引協議会

はじめに

アベノミクスは一定の評価はあるもののその効果は限定的となっています。

さらに、15年ぶりと言われる株価の上昇、引き続き円安基調、原油安等により、国内の企業においては各業種によりその業績が大きく明暗を分けています。

消費税が5%から8%に引き上げられたことにより、消費の落ち込みが当初の予想では回復基調にあると言われていましたが、足踏み状態は依然として続いています。

住宅投資については、地方を中心に持家の消費税引き上げによる反動減に加え、建設資材の上昇、人手不足などにより物件価格が大幅に上昇しています。

また、同様に新築マンションにおいては、価格の上昇に加え、完成時期の遅延、販売面積の縮小等の現象も現れ販売に影を落としています。

これらに対応し、低金利政策、住宅ポイント制の復活等も出されていますがその効果は未知数です。

さらに中古住宅市場においても、物件数が少なくなり価格も上昇しつつあります。

今後、不動産業者間では物件の獲得競争も厳しくなり、「求む」「売り」の広告等も増加していくものと思われます。

当公正取引協議会としましても、これらに対応すべく気を引き締め業務を遂行してまいります。

本年度から、構成4団体の皆様方のご理解を得る中から、再度負担金の増額をして頂く事となりました。これらの使途につきましては、将来を見据え内部留保の強化、一部職員の待遇改善、価格の点で単年度で対応できないステッカー等の作製費等に充当したいと考えております。

本年度の事業内容につきましては、前年度と大きく変わる事はありませんが具体的な事業計画につきましては以下のとおり提案させていただきます。

1 総務及び相談事業

(1) 広告の事前相談及び事前チェック体制の拡充

会員事業者、賛助会員等からの広告の制作に係る事前相談及び事前チェックを受付け、公正競争規約違反行為の未然防止と広告表示の適正化の促進に努めます。

(2) 協議会のホームページの活用

一昨年5月に当協議会のホームページを立ち上げ、表示規約、景品規約に違反する広告表示がないよう活用を図ってきました。今年度も引き続き違反が多い案件についてはホームページに掲載し、啓蒙活動を行います。

(3) 事務局職員で対応できる業務は、極力業務委託をせず経費の削減に努めます。

2 調査指導事業

(1) 不動産広告の収集と内容のチェック

札幌市内主要地域に配置している広告物収集員及び構成団体地方支部調査員、一般消費者からの広告収集に努め、違反広告物に対し適正な処理を行います。

引き続き札幌を中心として札幌以外の不動産広告のチェックも強化します。

(2) 規約違反事案の迅速な処理

収集された広告物に規約違反が見られた場合には、すみやかに口頭注意措置を行い、そ

の後文書により違反内容を連絡し、違反行為の再発防止に努めます。

(3) 公正競争規約に基づく措置

悪質、重大な違反行為については、公正競争規約に基づき、調査指導委員会や理事会で審議し、警告、厳重警告を行うなど、公正かつ厳正な措置を講じます。

(4) 関係官庁からの移送事案の処理

関係官庁からの会員事業者の違反広告に対する調査指導の要請を受けたときは、すみやかに調査を実施し、指導・措置を行い、その結果を関係官庁に報告します。

(5) 屋外違反広告物の除却作業の実施

札幌市内の屋外違反広告物については、必要が生じた場合構成団体所属の調査指導委員及び調査員等の協力を得て、除却作業を実施し違反事業者に対し適切な指導を行います。

(6) 関係官公庁との連携

不動産広告の適正化及び不動産業における取引の公正化を一層推進するため、消費者庁及び北海道庁建設部建築指導課をはじめ、不動産公正取引協議会連合会、全国公正取引協議会連合会との密接な連携を図り、円滑な業務の遂行を図ります。

3 広報活動事業

(1) 広報誌の発行及び配布

当協議会の事業内容や情報提供を図るため、広報「公取協 第72号」を発行し、加盟事業者に配布し、当協議会に対する事業内容の理解を深めます。

(2) 「不動産の公正競争規約」及び「不動産広告ハンドブック」の配布

「不動産の公正競争規約」及び「不動産広告ハンドブック」を関係団体、加盟事業者、研修資料として配布し規約の適正な運用を図ります。

(3) 周知用「公取協パンフレット」の活用

当協議会の役割を周知するため年度末に作成したパンフレットを活用し、当協議会の理解に役立てます。

(4) 一般消費者への啓蒙

一般消費者からの相談、苦情等についても必要に応じ適切な処理と関係団体への連絡を行います。

(5) ホームページの積極的活用

一昨年作成した当協議会オリジナルホームページを積極的に活用し、当協議会のニュースを発信し周知PRに努めます。

4 研修事業

(1) 構成団体開催の研修会への参加

構成団体の開催する新入会員研修及び業務研修会に講師を派遣し、相談事例、表示・景品規約の説明など公正競争規約の周知徹底を図ります。

(2) 調査員に対する対応

調査員のスキルアップについては、必要に応じ対応し各種資料等についても随時配布します。

(3) 賛助会員に対する研修会の実施

初めて研修を受ける初心者コースと過去に研修を受講した会員のコースに分け各規約の内容の理解を深めるため研修会を実施します。

(4) 賛助会員以外の広告会社に対する公正競争規約の勉強会の開催

札幌市内の広告会社を対象にして、適正な不動産広告の掲載を図るため公正規約の勉強会を開催し、併せ賛助会員への入会促進を積極的に働きかけます。

(5) 関係官庁等会議への参加

消費者庁及び道建築指導課主催の会議へ参加し、各団体との意見交換を通じて得た情報等を公正競争規約の運用に役立てます。

(6) 全国会議への参加

表示及び景品規約の解釈相違点等の理解を深めるため、連合会幹事会等に出席します。

また、公正取引協議会北海道・東北地方ブロック連絡協議会に参加し情報の収集、研鑽に努めます。

東北地区不動産公正取引協議会

昨年12月の衆議院議員選挙において安倍政権は支持され、日本経済は、アベノミクス効果によって着実に上向いてきており、東北地区においては震災直後の大きな落ち込みから徐々に回復し、全体で見れば、復興は着実に進展しています。被災地域の復旧・復興と共に不動産業界の活性化と景気が本格的に回復することを願います。

このような状況下において経済効果の高い、不動産業界の果たす役割は非常に大きいものであり、消費者への適切な情報提供を推進し適正な商品選択を確保するため、より消費者の立場に立った公正競争規約の運用を目指すべく、平成27年度の事業計画を次の通り策定します。

1 公正競争規約違反の未然防止

(1) 講師育成及び調査員、規約担当者に対する実務研修会の開催

例年、日常的に構成団体所属会員・賛助会員・広告会社等からの広告に関する事前相談を受ける窓口となる構成団体の調査員・規約担当事務局職員を対象として、研修会を開催しているが、本年度はさらに構成団体において規約に関する講師を務められる人材を育成するために講習時間、内容を充実し、規約の周知徹底に努めるとともに、業務知識の更なる習得を図ることとし、一部旅費等を助成する。

(2) 事前相談業務の実施

当協議会及び各構成団体の役職員が、所属会員・賛助会員・広告会社等からの不動産広告の制作・企画等に関する事前相談業務を適正かつ公正に行い、規約違反広告の未然防止に努める。

(3) インターネット広告への対応

インターネットによる広告表示についても、他の媒体同様、おとり広告や不当表示の未然防止に努める。

2 公正競争規約の普及活動

(1) 加盟事業者に対する研修会の開催

各構成団体において、所属会員を対象とした研修会を開催し、不動産の公正競争規約に関する研修会を開催し、規約の周知徹底に努める。

(2) ホームページにおける広報活動

不動産公正取引協議会連合会のホームページにおいて、協議会の活動状況について広く一般消費者に対する広報活動に努めるほか、公正競争規約を掲載し広く一般に対し規約の周知を図る。

また、各構成団体のホームページより同連合会へのリンクを行っていただき、引き続き周知・活用に協力をいただく。

(3) 公正表示ステッカーの頒布

当協議会の加盟事業者の証として「公正表示ステッカー」を頒布し、引続き構成団体の会員事業所の店頭における掲示を促進することにより、事業者のコンプライアンス意識の向上に努める。

(4) 賛助会員の入会促進

不動産広告の適正な表示を徹底するためには、不動産広告を企画・制作する広告会社等の理解と協力が不可欠であることから、引き続き、広告会社等に対し、賛助会員としての

入会促進を図る。

3 公正競争規約の遵守状況調査

9月を不動産広告の調査月間と定め、各構成団体の調査員による調査・審査を行い、不動産広告の適正化に努める。

4 公正競争規約違反案件の指導及び是正措置

(1) 公正競争規約違反案件の受付と調査及び措置

「違反調査及び措置の手続等に関する規則」「東北地区不動産公正取引協議会運営規程」「東北地区不動産公正取引協議会違反調査等事務処理規程」に基づき、違反案件について円滑な対応を図る。

(2) 移送事案等の処理

消費者庁・公正取引委員会・都道府県他関係官庁等からの移送事案、一般消費者等からの申告事案については、各構成団体（地区調査指導委員会）の協力を得ながら、迅速な対応を図る。

5 関係官庁及び関係団体との連携

当協議会の事業活動を円滑に遂行するため、引き続き消費者庁・公正取引委員会・国土交通省・東北6県の景品表示法・宅地建物取引業法所管課との連携を密にする。

さらに、不動産公正取引協議会連合会・一般社団法人全国公正取引協議会連合会とも各種会議を通じて業務の関係強化に努める。

6 規程集の作成・発行

公正取引委員会・消費者庁長官へ当協議会会則の承認申請、運営規程の一部変更の届出をし、平成26年8月1日付け会則の承認書の交付を受けた。

今年度、規程集を作成し構成団体等に配布する。

公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会

当協議会は、不動産の表示に関する公正競争規約（以下「表示規約」という。）及び不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（以下「景品規約」という。また、以下両公正競争規約を総称して「規約」という。）を円滑、効果的に運営することにより、不当な顧客誘引を防止し、一般消費者の自主的、かつ、合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的として、引き続き、一般消費者に対する適正な不動産情報の提供の推進、不動産広告に対する信頼の向上及び不動産取引の公正化を図るため、消費者庁、公正取引委員会、国土交通省をはじめ関係行政機関の指導のもと、会員団体、維持会員、賛助会員、関係団体等と緊密に連携し、公正・中立な運用機関として、規約の積極的な普及と適正な執行を主体として、以下の事業を展開する。

I 総務関係

1 規約の見直しに対する対応

消費者のニーズの変化、不動産広告の多様化、運用又は解釈上の疑問などから、規約を不断に見直し、既存の各規定において、規制を緩和又は強化をすべき事項、規定を明確にすべき事項、使い勝手などから規定振りに工夫改善をすべき事項等について、会員団体等の関係者の意見を踏まえて、不動産公正取引協議会連合会の幹事会等に提案して協議を行い、関係行政機関の指導を仰ぎながら、変更又は整備の必要がある規定には適切に対応するよう努める。

2 賛助会員の拡充

規約を円滑、かつ、効率的に運用し、不動産広告の適正化を一層推進するためには、広告会社、不動産情報サイト運営会社及び業界専門誌発行会社（以下「広告会社等」という。）の理解と協力が不可欠であり、引き続き、未参加の広告会社等から賛助会員として参加いただくことに理解が得られるよう努める。

II 広報関係

1 加盟事業者等に対する規約の普及啓発活動

(1) 規約の周知徹底

規約を加盟事業者に対し、理解、遵守した上で適正な広告表示を行うよう周知徹底に努めるとともに、不動産取引の表示に関与する賛助会員をはじめとする広告会社等に対し、規約を理解し、不動産事業者から依頼された広告表示を適正に制作すること及び不動産事業者の広告表示が適正なものとなるよう誘導されることを積極的に働きかける。

また、会員団体、加盟事業者等が発行する会報誌、社内報等に規約に関する解説等の掲載を依頼するとともに、規約集「不動産の公正競争規約」、規約等をコンパクト版で解説した「不動産広告ハンドブック」及び規約等を分かり易く解説した小冊子「まるちゃんの公正競争規約を知って守って適正な広告表示」を、加盟事業者、広告会社等に配布又は頒布するとともに、引き続き、『おとり広告』の規制概要及び不動産業者の留意事項」を広く配布するなどして、「おとり広告」の未然防止に努める。

(2) 研修会等の実施

① 会員団体等が実施する研修会等への協力

会員団体、維持会員、関係団体等が実施する研修会等において規約内容を説明する機会を設けていただくとともに、加盟事業者だけでなく一般消費者も受講できるよう依頼し、加盟事業者等に規約を説明する講師を派遣するなど積極的に協力する。

② 賛助会員等に対する研修会

賛助会員に対して規約の普及啓発を図ることにより、不動産広告の適正化を推進するため、賛助会員の役員・社員を対象とする研修会を2回開催するが、うち1回は、新入社員等、不動産広告の実務経験が浅い社員を対象とする。

なお、これらの研修会には、一般消費者も受講できることをホームページで告知する。また、適宜、少人数による不動産広告に対する意見交換会を開催する。

③ 不動産広告管理者養成講座の開催

規約に精通した不動産広告の企画、制作、管理業務に従事する人材の養成に資することを目的として、賛助会員の役員・社員を対象とする不動産広告管理者養成講座を開講し、当該業務に求められる基礎的・実務的な知識の習得を支援する。

受講者には効果測定試験を実施し、所定の成績を修めた受講者に「不動産広告管理者養成講座修了認定証」等を交付（既交付者753名）し、規約に対する一層の理解と広告制作面における規約遵守方の協力を求めることにより、不動産事業者における規約の周知と規約違反の未然防止に資する。

(3) 業界専門誌等の記事又は広告による規約遵守の働きかけ

業界専門誌、不動産情報サイト等に対して、規約の概要、規約を加盟事業者が遵守することの必要性等に関する記事掲載依頼を行うほか、これらの広告スペースに加盟事業者が規約を遵守するよう呼びかける広告を掲載し、その啓発に努める。

(4) 「ポータルサイト広告適正化部会」の開催

不動産情報サイトの表示の適正化を図るため、平成24年3月に広報委員会の下に「ポータルサイト広告適正化部会」（不動産情報サイトを運営する賛助会員のアットホーム株式会社、株式会社CHINTAI、株式会社ネクスト、株式会社マイナビ及び株式会社リクルート住まいカンパニーで構成）を設置しており、平成26年4月から、おとり広告など悪質と認められる違反広告については、同部会構成会社間でこれらの物件情報を共有し、該当物件を削除するなどして違反行為の拡大を防止する策を講じているが、これをより一層推進するとともに、メンバーの拡充や新たな方策を協議・検討するため、同部会を適宜開催することとする。

(5) 公正表示ステッカーの頒布

規約に参加している不動産事業者の証としての「公正表示ステッカー」を作成・頒布し、引き続き、加盟事業者の店頭における掲示を促進することにより、加盟事業者のコンプライアンス意識の常態化を図り、一般消費者による不動産の適正な選択に資する。

2 一般消費者に対する啓発

(1) 「不動産広告あらかると」等による啓発

① 規約の内容や不動産広告の見方など平易に解説した一般消費者向けリーフレット「不動産広告あらかると」を作成し、地区内の関係行政機関（宅地建物取引業法所管課、景品表示法所管課等）、消費者団体等の協力を得て、適宜、一般消費者に配布するなどにより、一般消費者が不動産の取引を行う際に不適切な不動産の広告表示により自主的かつ合理的な選択を阻害されないことがないよう啓発する。

② 一般消費者に対し、規約の普及啓発及び執行を業界の自主規制機関として当協議会が

行っていることを知っていただき、一般消費者が不当表示により適正な選択が阻害されることを未然に防止するため、会員団体、地区内の関係行政機関の宅地建物取引業法所管課、景品表示法所管課、一般社団法人全国公正取引協議会連合会、消費者団体等が開催する各種の催事・会合において、規約の内容等を啓発する機会がいただけるよう努める。

(2) 消費者団体の機関紙等への記事又は広告の掲載

地区内の消費者団体の機関紙、不動産情報サイト、地方自治体の広報誌等に記事掲載又は広告掲載を依頼し、規約の内容や当協議会の活動内容等を紹介するなどにより、不動産業界に自主規制機関が存在するだけでなく、不動産広告における不当表示等に対して自浄能力を有していることを認識いただくとともに、不動産取引における一般消費者の自主的かつ合理的な選択の確保に資する。

(3) ホームページにおける消費者向けページの拡充

ホームページに一般消費者を対象とした不動産広告の見方等を掲載しているが、さらにその内容を充実させ、一般消費者による不動産の自主的かつ合理的な選択の確保に資する。

(4) 消費者団体等への事業計画、事業報告等の提供

地区内の消費者団体等に対し、事業計画、事業報告等の資料を提供し、当協議会の活動内容に対して理解が得られるよう努める。

3 経常的活動の広報

(1) 「公取協通信」の発行

当協議会の活動状況、規約の違反事例、相談事例等の情報を迅速に提供するため、毎月「公取協通信」を発行し、ファクシミリ又は電子メールにより送信するほか、ホームページにも掲載し、会員団体、加盟事業者、広告会社等、一般消費者などの方々が規約や当協議会の活動に対して理解を深めることができるよう努める。

(2) ホームページにおける広報

ホームページにおいて、引き続き、当協議会の活動状況、不動産広告の見方等を掲載し、適宜、新しい相談事例、違反事例（正しい広告表示例を含む。）を追加するなどして、不動産事業者、広告会社等、一般消費者などに対して規約や当協議会の活動状況の周知を図る。

(3) 「公取協案内」の配布

当協議会の組織、活動状況等について関係行政機関、会員団体、加盟事業者、広告会社等、一般消費者などの理解を深めるため、「公取協案内」の改訂版を作成し、広く配布する。

(4) 新加盟事業者への啓蒙

会員団体の要請に応じて、引き続き、新しく加盟事業者となる会員団体の新入会員事業者のための「広告基準等の習得ツール」（「公取協案内」、「不動産の公正競争規約」、「不動産広告ハンドブック」及び「公正表示ステッカー」の4点セット）を頒布するなどして、規約の周知を図る。

III 渉外関係

1 一般消費者からの相談・苦情等の処理

一般消費者、消費者団体などからの不動産広告に関する相談・苦情に積極的かつ丁寧に対応し、当協議会は、不動産広告の適正化を推進する自浄作用を有していることに理解が得られるよう、一般消費者などの不動産広告に対する信頼性の確保と向上に努める。

2 会員団体事務局連絡会議の開催

会員団体との緊密な連携のもとに規約の運営を行うため、会員団体事務局との連絡会議を随時開催し、規約の公正・適正な運用に資する。

3 不動産広告懇談会の開催

不動産広告の適正化を推進するため、維持会員等の広告担当者をメンバーとする不動産広告懇談会を年3回程度開催し、不動産広告に関する意見・情報の交換を行い、適正表示に対する協力要請を行うほか、実務者の立場からの意見を積極的に聴取するなどして、規約の公正・適正な運用に資する。

4 自主規制推進連絡協議会への参加

会員団体の不動産広告に対する自主規制委員会の活動と連携して、相互にその活動を支援し、特定の課題に歩調を合わせて取り組むなど、自主規制の実効性をより高めるため、自主規制推進連絡協議会へ参加する。

5 関係団体との連携

一般社団法人全国公正取引協議会連合会、一般財団法人不動産適正取引推進機構、公益財団法人東日本不動産流通機構、公益財団法人不動産流通近代化センター、公益社団法人日本広告審査機構、公益財団法人広告審査協会等と相互に連携・協力して業務を遂行する。

6 関係行政機関との連携

不動産広告の適正化及び不動産業における取引の公正化を一層推進するため、消費者庁、公正取引委員会、国土交通省、各都県等と密接な連携を図り、円滑な業務の遂行を確保する。

IV 調査指導関係

1 規約違反行為の未然防止等の対応

(1) 事前相談業務の拡充及び不動産事業者の留意事項等の周知

不動産広告及び景品提供を企画する不動産事業者、広告会社等からの相談に引き続き積極的、かつ、懇切丁寧に対応し、規約の内容のほか、「『おとり広告』の規制概要及び不動産事業者の留意事項」の内容を広く知ってもらい、不動産事業者が規約に違反する行為を行わないよう、違反行為の未然防止に努める。

(2) 広告の事前審査等による違反の再発防止

規約に違反した加盟事業者に対し、一定期間、広告の事前審査を受けることを義務付け、この事前審査を通じて規約違反の再発防止に努める。

(3) 規約違反者を対象とする規約等説明会の開催

過去3年以内に規約に違反する広告表示及び景品提供を行い、嚴重警告・違約金及び嚴重警告の措置が講じられた加盟事業者を対象に「公正競争規約等説明会」を開催し、規約違反の再発防止に努める。

(4) 「公正競争規約指導員」の養成の推進

規約違反行為の未然防止を図るため、引き続き、会員団体に対し、その役員等を「公正競争規約指導員」として養成するための講座の開催を依頼し、これに講師を派遣するなどして、「公正競争規約指導員」の養成を推進する。

(5) 広告会社等に対する協力依頼

規約に違反した加盟事業者の事情聴取に際して、広告制作に関係した広告会社等に立会いを求め、広告会社等として、一般消費者の自主的かつ合理的な選択に資する広告制作を行うこと、加盟事業者に規約の遵守を助言することへの協力を依頼し、規約違反の未然防止に努める。

(6) 広告関係団体等との連携

公益財団法人東日本不動産流通機構、公益財団法人広告審査協会及び公益社団法人日本広告審査機構との連携を強化し、規約違反の未然・再発防止に努めるなどして、不動産広告の適正化を推進する。

2 不動産広告収集モニターによる収集広告の点検指導

不動産広告収集モニターは、現在、茨城県（5名）、栃木県（3名）、群馬県（3名）、埼玉県（9名）、千葉県（10名）、東京都（13名）、神奈川県（11名）、新潟県（4名）、山梨県（2名）及び長野県（3名）に合計63名を委嘱しており、広告収集モニターから収集・送付された広告は、これを点検し、規約違反の疑いのあるもののうち、軽微な違反行為については、具体的に違反箇所を指摘した上で、加盟事業者か否かにかかわらず不動産事業者に対して文書による改善要請（注意）を行い、是正に努める。

軽微な違反行為以外の違反行為を行っていると思われる加盟事業者及び軽微な違反行為として改善要請を受けたにもかかわらず、同様の違反を繰り返していると思われる加盟事業者に対しては、優先的に実地照合調査の対象とし、調査結果に基づき適正に処理する。

3 規約に基づく公正かつ厳正な措置、異議の申立てへの対応

不動産事業者、一般消費者からの申告及び関係行政機関からの移送などによる規約違反の疑いがある事案については、実地照合調査をはじめとする調査を適正かつ慎重に行い、その結果、重大な規約違反又は度重なる規約違反が認められる場合については、違約金を課すことを含む公正・公平・厳正な措置を講ずることとする。

なお、規約に違反した広告表示については、本来、加盟事業者自らが一般消費者の誤認を排除するために訂正広告を行う等の対応が必要である。したがって、上記措置を講ずるに当たって、必要な事案には訂正広告を求め、自主規制が有効に機能していることを示す場合もあることに留意する

また、異議の申立てがあった場合は、その申立ての内容を慎重に審理するなど適正に対処する。

4 インターネットの広告表示の適正化

不動産情報サイトや加盟事業者のホームページの広告表示において、架空物件、契約済み物件及び取引する意思のない物件を掲載する「おとり広告」など、規約に違反する表示が増加傾向にあることから、引き続き、これらの広告表示に対する監視を強め、その適正化に努める。

5 屋外広告物の掲出是正

屋外広告物法等に違反する違法な屋外広告物を掲出することは、不動産業界全体の信用を失墜させることから、これを掲出しないよう会員団体と連携をとりつつ啓発に努めるとともに、規約に違反する広告表示については、厳正な措置を講ずることとする。

また、違法な屋外広告物を掲出した事業者に対し、当協議会がその表示について規約違反で措置した事案については、所管の都県等に通知するなどして、違法な屋外広告物の掲出是正の推進に努める。

V 不動産公正取引協議会連合会関係

1 不動産公正取引協議会連合会の事業への積極的参加

(1) 当協議会が事務局として、規約の規定の解釈及び運用の統一を図り、不動産広告の適正化を一層推進する等の不動産公正取引協議会連合会の事業に積極的に参画し、各地区協議会と連携して、その円滑な業務の遂行を確保するとともに、消費者庁、公正取引委員会、国土交通省等と各地区協議会との窓口を務めるなどにより、規約の公正・適正な運用に資する。

このため、適宜（年3回程度）、各地区協議会の事務局長等による幹事会を開催し、関係行政機関の指導を受けながら、必要事項を協議・検討し、各地区協議会の円滑な業務の遂行に資する。

(2) 関係行政機関、各地区協議会等の求めにより各種会合等に役職員が出席するほか、不動産公正取引協議会連合会のホームページに規約や組織概要を掲示するとともに、各地区協議会の活動状況や組織概要を掲示又はそれぞれにリンクを張るなどして、規約の内容等の周知に努める。

(3) 引き続き、不動産公正取引協議会連合会の事務を遂行するに必要な範囲内の経費を負担し、事業活動への支援を行う。

2 規約違反事案の措置区分、措置内容の整合化

事案の処理区分、調査、措置及びこれらの手続き・基準等などの基本的事項を規定した「違反調査等事務処理規程」を、平成26年8月に各地区協議会の共通認識の下で統一的内容で改定したが、これに基づき、各地区協議会間において、措置区分の決定や措置内容等の整合化を図ることとする。

3 規約研修会講師の育成の協力

各地区協議会の規約研修会講師の育成に積極的に協力する。

北陸不動産公正取引協議会

消費者庁より指導の元、全国9地区協議会では統一された「違反処理規程」及び「措置基準」に基づく違反広告主への対応が厳しく求められていることから、当協議会は規約遵守の周知を図るため、研修活動等の充実に努めるとともに、協議会事業をより活性化し、不動産の公正な取引を進展させるように努める。

また、消費者保護をより一層図り、不動産業界の社会的地位の向上を目指していく。

以下、平成27年度の事業計画に基づき、次のとおり実施する。

1 運営体制の充実

広告等の事前チェック体制の確保並びに更なる効果的・効率的事業運営のための体制充実に努める。

2 諸会議への参加

消費者庁より規程・措置基準への対応を厳しく求められていることを踏まえ、連合会幹事会・総会等に参加し、規約運用の諸問題等について情報交換を行う。

3 規約指導員養成講習、規約研修会の開催

規約指導員養成講習を開催して指導員を養成し、各構成団体における研修会の講師を務めてもらうとともに、傘下会員からの不動産広告相談に対応できるように知識の研鑽に努める。

4 広告調査と違反再発防止

構成6団体の協力を受けて一斉広告調査を実施するとともに、不動産表示規約の周知と違反再発防止の指導を行う。

5 広告事前相談の実施

広告表示・景品企画の事前相談を受け、規約違反を未然に防止し適正な規約運営に努める。

6 公取協活動状況の周知

一般消費者に対し、当協議会組織・活動状況を「不動産公正取引協議会連合会」のホームページ等を通じて周知する。

7 関係官庁・諸団体との連携

関係官庁、他不動産公正取引協議会等との連携を図り規約の統一的解釈、運用に努める。

東海不動産公正取引協議会

我が国経済は、雇用・所得環境の改善傾向が続いており、各種政策の効果から、緩やかに回復していくことが期待されるが、海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要があるが、政府の経済再生と財政再建を実現するための経済対策に期待が寄せられている。

不動産業界においては、4月より『宅地建物取引士』へ名称が変更され、社会的地位が向上する一方で、不動産に従事する者については、更なる専門的知識の修得が求められている。

このような状況の中、全国9地区の不動産公正取引協議会では、消費者庁、公正取引委員会、国土交通省をはじめとする関係行政機関との連携を図り、不動産広告のより一層の適正化及び規約違反広告への適切な対応を行っていく。

当協議会においては、不動産事業者や賛助会員からの問い合わせに随時対応するとともに、事業者が不動産広告の誤認による一般消費者とのトラブル及び広告上の苦情を受けることがないように、誤認されない適正な不動産情報の提供に努めるため、①規約違反の未然防止に向けた、加盟事業者並びに賛助会員に対する公正競争規約の更なる周知徹底、②規約違反被擬事案への迅速且つ適正な対応を、引き続き重点事業として進める。また、最近の傾向であるブログやツイッター、フェイスブックといった、インターネット上のソーシャルネットワークに関する違反広告についても、事業者に対し啓蒙を図り、より効率的かつ有効的に当協議会諸事業を実施していくための研究に取り組んでいく。

以下、平成27年度事業計画を策定し、各種諸事業を実施する。

1 広報関係

(1) 研修会等の実施について

① 加盟事業者対象の公正競争規約普及研修会

公正競争規約の普及啓発を図り、一般消費者に対する適正な不動産情報の提供を推進するため、規約の理解を促し、最近の違反広告事例・具体的な相談事例等を中心とした研修会の開催を、所属構成団体等と連携し実施していく。

② 賛助会員に対する研修会

適正な不動産広告の作成を促すとともに、賛助会員が不動産業者へ正しい規約解釈に基づいた広告提案が行えるよう、業務への活用・違反広告の未然防止を目的とした賛助会員対象の研修会を開催する。

③ 新規入会事業者に対する公正競争規約普及研修会

所属構成団体で適宜、公正競争規約普及の新規入会事業者に対する研修会を開催する。

(2) 賛助会員への加入促進について

広報誌、ホームページ等を利用した賛助会員の紹介を勧めるとともに、不動産事業者からの広告作成に関する相談・問い合わせの際には積極的に賛助会員の利用を勧めていく。また、未加入の広告代理店・印刷会社等からの問い合わせ等があった場合についても、柔軟に対応すると共に、協議会事業の理解を勧める為、研修会の受講を勧めるなどの加入促進を図っていく。

(3) 広報誌「東海公取協」の発行等について

① 広報誌について、協議会の事業内容や規約の解説、違反事例等を紹介するなど、充実した内容になるよう検討し、発行する。

- ② 規約改正等、時事的な事項があれば、所属構成団体発行の機関誌への記事提供を積極的に行っていく。
- (4) ホームページの有効活用について
資料のダウンロードや相談事例Q&Aの掲載、被疑違反広告の通報の呼びかけなど、ホームページを充実させ、活用していく。
- (5) 公正表示ステッカーの店頭掲示の促進について
加盟事業者の規約に対する遵守意識を喚起し、消費者が適正な不動産情報を提供する事業者を判断する際の目印となる、加盟事業者の「公正表示ステッカー」の店頭掲示を促進していく。

2 調査指導関係

- (1) 本部・地区調査指導委員会（業務）について
 - ① 規約違反被疑事案の受付及びその処理については、「調査指導委員会運営規程」等を遵守し、迅速且つ適正な対応に努める。
 - ② 各地区調査指導委員会との連絡を密にし、共通の問題点について相互に協力し、各地区において措置の判断基準に差異が生じないように努める。
 - ③ 規約違反の再発防止の観点より、一定以上の措置を受けた加盟事業者を対象とした義務講習会を実施していく。
- (2) 事前相談業務について
加盟事業者、賛助会員等からの不動産広告についての質問、広告制作にかかる相談に積極的に応じ、規約違反広告の未然防止に努める。
- (3) 賛助会員登録制度の充実
賛助会員登録制度について、できるだけ賛助会員に登録番号を広告上に記載するように奨め、万一、規約違反があった場合は、同じ違反をしないよう賛助会員にも違反内容を告知するなどして、制度の更なる充実を図っていく。
- (4) インターネット広告への対応
スマートフォン等モバイル機器の急速な普及により、ブログやツイッター、フェイスブックといった、インターネット上のソーシャルネットワークに関する相談は年々増加傾向にあり、引き続き「ブログなども不動産広告にあたる場合がある」といった認識を十分に浸透していくよう、インターネット広告に対する周知活動に力を入れていく。また、おとり広告や不当表示等にならないために「情報登録日等」及び「次回の更新予定日」の表示等の徹底など、構成団体と連携し、研修会等を通じた加盟事業者や賛助会員等への周知を行い、規約違反広告の未然防止に繋げていく。
- (5) 他地区不動産公正取引協議会等との連携について
規約運用に関し、他地区不動産公正取引協議会と足並みを揃え、措置の平準化を進めるとともに、不動産公正取引協議会連合会・消費者庁・公正取引委員会等との連携強化に努める。

3 総務関係

- (1) 総会及び理事会等の開催
 - ① 第49回定期総会を次のとおり開催する。
日 時 平成27年6月19日（金）午後3時30分より
場 所 キャッスルプラザ

- ② 理事会については、必要に応じ適宜（年2回程度）開催する。
 - ③ 総務・広報・調査指導委員会については、それぞれ必要に応じ適宜（年1回から2回程度）開催する。
- (2) 不動産公正取引協議会連合会通常総会の開催
本年度は、(一社)九州不動産公正取引協議会が幹事となり、開催される予定。
- (3) 渉外関係
- ① 関係行政官庁との連携について
消費者庁及び公正取引委員会、また、東海4県の関係行政官庁との連携を密にして、指導体制の充実を図り不当表示の排除に努める。
 - ② 不動産公正取引協議会連合会等との連携
不動産公正取引協議会連合会及び一般社団法人全国公正取引協議会連合会と連絡を密にし、共通の問題等について情報提供・意見交換を行い、相互に協力して公正競争規約の運用に資することとする。
- (4) 組織のあり方の研究
本協議会が継続的に諸事業を実施していくため、必要に応じて財政基盤の検証や諸規則の変更等の対応を図る。その他、将来的な当協議会のあり方を見据え、他地区不動産公正取引協議会の動向など、情報収集に努める。

公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会

平成27年度の我が国の経済状況は、前年度からの政府の景気刺激策や日本銀行の金融緩和策等を受け、業績回復や雇用改善などの経済再生が期待されるものの、景気停滞感はいまだ続いており、加えて、急速に進んだ円安、物価上昇による実質賃金の低下、地価上昇や建築費の高騰など、一段と厳しい経済状況は続くものと予測され、ともすれば、事業者間の競争も激しさを増していき、ひいては不当表示や不当景品による顧客誘引の多発が懸念されるところである。

この状況の下、当協議会は、引き続き、消費者庁及び公正取引委員会をはじめ各関係官公庁、関係団体、消費者モニター、各構成団体等に支援と協力を求めながら、「不当景品類及び不当表示防止法」（以下「景品表示法」という。）第11条第1項の規定に基づく「不動産の表示に関する公正競争規約」（以下「表示規約」という。）及び「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」（以下「景品規約」という。）の運営を通じて、不動産広告の表示適正化及び不動産取引の公正化の推進に努める。

殊に、最近のインターネット広告については、契約済み物件をインターネットに長期間掲載していたため、結果的に「おとり広告」と認められた広告事例、また、賃貸マンションについては、相場の家賃よりも著しく安い家賃であるにもかかわらず、合理的な理由もないのに、なぜか契約に至っていない「おとり広告」の疑いのある広告事例などが散見されており、これらの対応を緊急に図っていくことは重要な課題だと考える。

そのため、規約違反の未然防止に資するため、ホームページや広報誌、あるいは広告相談業務や規約研修会等の様々な機会を捉え、規約の普及啓発・周知徹底を図るとともに、規約の実効性を確保するため、各構成団体と緊密に連携しつつ、表示規約、景品規約、違反調査及び措置の手続等に関する規則、違反調査等事務処理規程に基づき、各種の広告審査や広告調査を行い、それぞれの規約違反の内容・程度等に応じて、規約違反に対する指導、是正措置を図る一方、悪質な「おとり広告」または重大な不当表示や不当景品については、嚴重警告・違約金課徴などの厳しい制裁処分を講ずることとする。

以下、平成27年度事業計画の詳細を次のとおり定める。

1 事業活動の広報及び規約等の普及啓発に関する事業について

（定款第4条第1号、第5号関係 担当：広報・総務委員会）

(1) ホームページによる情報提供の推進

当協議会のPRと規約の普及啓発等を図るため、ホームページにおいて、当協議会の活動状況や規約の最新情報などを適宜、加除掲載するとともに、消費者向けに不動産広告の見方・読み方なども積極的に掲載するなど、所定の業務・財務関係等の資料についても情報を公開する。

(2) 広報誌の発行

各関係官公庁、消費者団体、広告媒体社及び各構成団体等に対し、当協議会の事業活動について理解と協力を求めるため、広報誌を年2回程度作成・配布すると同時に、ホームページにも広報誌を掲載することによりその効果を一層高めることとする。

(3) 規約集・不動産広告ハンドブック・公正表示ステッカーの頒布

表示規約及び景品規約等の条文を取りまとめた規約集「不動産の公正競争規約」と実務者向けに規約解説や広告表示例等を取りまとめた「不動産広告ハンドブック」を頒布する

ほか、規約に対する遵守意識を高めるため、会員事業者の店頭掲示用の「公正表示ステッカー」を頒布する。

(4) 不動産広告に関する消費者講座の開催

消費者に対する規約の普及啓発を図るため、「不動産広告に関する消費者講座」を開催し、不動産広告の見方・読み方などの具体的な留意点を説明する。

さらに、消費者団体や各構成団体等が主催する消費者向けの規約研修会についても、それぞれの要請に応じて、当協議会から講師の派遣を行うほか、資料の作成などについても協力する。

2 規約の相談業務及び指導業務の推進に関する事業について

(定款第4条第2号、第5号、第7号関係 担当：指導委員会)

(1) 表示規約及び景品規約に関する相談業務

会員事業者、賛助会員、維持会員、広告会社及び広告媒体社等からの表示規約及び景品規約に関する照会・質問を受付、的確かつ丁寧な対応に努めながら、消費者が適正に商品・サービスを選択できるよう、不動産広告の表示適正化及び不動産取引の公正化の推進に努める。

併せて、規約違反の未然防止体制を確保するため、引き続き、各構成団体の役職員に対し、規約の相談業務について協力を求めることとする。

(2) 自主研修会及び義務講習会の開催

消費者庁及び滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県の後援のもと、規約の普及啓発・周知徹底を図るため、会員事業者のみならず、誰もが自主的に参加することができる「自主研修会」(規約研修会)を開催する。

また、規約違反の再発防止を図るため、違反調査等事務処理規程に基づき、違約金課徴、嚴重警告及び警告の措置を講じた会員事業者を対象に「義務講習会」(規約研修会)を開催するとともに、「義務講習会」(規約研修会)の運営についても検討する。

(3) 各構成団体等における規約研修会への協力

各構成団体や関係団体等が主催する規約研修会については、それぞれの要請に応じて、当協議会から講師の派遣を行うほか、規約研修会の資料などについても提供する。

さらに、規約の指導・普及体制の尚一層の整備強化を図るため、講師の育成や指導者向けの規約研修会の開催等について方策を検討する。

(4) 不動産広告問題研究会の開催

不動産広告の表示適正化及び不動産取引の公正化に尚一層資するため、賛助会員・維持会員の実務担当者を対象に「不動産広告問題研究会」を年3回程度開催する。

3 規約遵守状況に対する審査・調査及びその是正措置等に関する事業について

(定款第4条第3号、第4号、第8号関係 担当：表示審査・調査・措置委員会)

(1) 広告審査及び広告調査の実施

消費者、消費者モニター、会員事業者、各構成団体及び各関係官公庁等から、常時、インターネット広告や新聞折込チラシ等の被疑事案の申告や移送案件等を受付、表示規約、景品規約、違反調査及び措置の手續等に関する規則、違反調査等事務処理規程に基づき是正を図る。

また、各関係官公庁及び各構成団体等に協力を求め、引き続き、原則、売買物件(秋季)と賃貸物件(春季)の実態調査を行うものの、事前審査会や実態調査等に係る関連事務の

合理化の観点から、各府県の実態かつ各構成団体の意向を踏まえ、売買物件と賃貸物件の実態調査を併せて実施する。

他方、不動産の取引業務に係る相談や苦情等についても、各関係官公庁や各関係機関等を紹介することにより事案の解決に協力する。

(2) 事情聴取会の開催

表示規約、景品規約、違反調査及び措置の手續等に関する規則、違反調査等事務処理規程に基づき、悪質な「おとり広告」または重大な不当表示や不当景品を行った会員事業者に対して、当該事案に関する意見や証拠を提出する機会を与えるため、所定の事情聴取会を開催する。

(3) 規約違反に対する是正・措置

広告審査・広告調査等の結果、表示規約、景品規約、違反調査及び措置の手續等に関する規則、違反調査等事務処理規程に基づき、規約違反の内容・程度に応じて、各構成団体からの指導、または当協議会からの注意・警告処分の改善措置を講じる。

その一方、悪質な「おとり広告」または重大な不当表示や不当景品を行った会員事業者については、前記の事情聴取会を経て、違反行為の内容、程度その及ぼす影響、違反期間の長短、広告表示の改善の見込みその他の事情を勘案して、嚴重警告、違約金課徴等の措置を厳正に講じる。

なお、嚴重警告・違約金を課徴したにもかかわらず、著しく悪質な違反行為を反復継続し、自主規制によっては広告表示の適正化を図ることが困難と認められるとき、または、自主規制に対する信頼の回復及び維持を図ることが困難であると認められるときは、必要に応じて、消費者庁をはじめ各関係官公庁、当該会員事業者の所属団体に当該違反事実を申告・報告し、適当な行政処分等を求めることとする。

(4) 非会員事業者の被疑事案の取り扱い

非会員事業者の誇大広告や過大景品の取り扱いについては、消費者庁をはじめ近畿二府四県の宅建業法・景品表示法担当課等に被疑事案を申告することにより是正措置を求める。

4 渉外及び運営等に関する事業について

(定款第4条第6号、第7号、第9号関係 担当：総務委員会)

(1) 各関係官公庁及び各関係団体等との連携

規約の普及啓発とその適正な執行を図るため、引き続き、消費者庁、公正取引委員会、近畿二府四県の景品表示法・宅建業法担当課、関西広告審査協会、ポータルサイト広告適正化部会及び不動産公正取引協議会連合会等と必要な情報交換を行うとともに密接な連携の確保に努める。

(2) 正会員及び賛助会員・維持会員の入会促進

現在、当協議会に未加入の主要な不動産団体については、引き続き、規約の円滑な運営を図る観点から、正会員（団体加盟）としての入会を促す。

同じく、当協議会に未加入の不動産ポータルサイト運営会社、広告会社、広告媒体社及び大手事業者に対しても、ホームページ、広告相談業務、調査業務等のあらゆる機会を通じて、賛助会員・維持会員としての参加協力を求めることとする。

殊に、インターネット広告の表示適正化の観点から、当協議会に未加入の不動産ポータルサイト運営会社については、積極的に入会を働きかけることとする。

(3) 消費者モニター業務の説明会及び消費者モニターとの懇談会の開催

消費者モニターへの依頼業務に関する説明会を開催するとともに、インターネット広告

に対する要望や規約の解釈運用等に関する意見等を具体的に拝聴するため、「消費者モニターとの懇談会」を年2回程度開催する。

(4) 当協議会の事務所の移転

当協議会の事務所が所在するガレリア大手前ビルの建替え工事計画に伴い、夏季を目途に、当協議会の事務所を移転する。

中国地区不動産公正取引協議会

1 研修事業について

- (1) 会員事業者に対する研修については、各構成団体が行う業務研修等を利用し、公正競争規約の周知徹底に努める。
- (2) 新たに会員となった事業者に対して、「不動産の公正競争規約」及び「不動産広告ハンドブック」を無料配付し、協議会の目的及び規約等の内容について周知を図る。
- (3) 賛助会員及び広告代理店に対しては、必要に応じ規約に関する資料を送付し、規約の周知を図る。

2 広報事業について

- (1) 「不動産の公正競争規約」及び「不動産広告ハンドブック」を新入会者配布用や研修会用として増刷する。
- (2) 各団体が発行する会報等に表示規約や景品規約の解説等を掲載し、会員の規約に対する理解を深める。
- (3) 新たに会員となった事業者に対しては、公正競争規約加盟事業者としての自覚を促し、一般消費者が事業者の事務所において公正競争規約に参加しているかどうか認識できる旨の「公正表示ステッカー」を配付する。

3 調査指導事業について

- (1) 違反広告を未然に防ぐため、広告の事前相談及びゲラ刷りチェック等に積極的に応じ、適正な広告表示が行われるよう会員、広告代理店等を指導する。
- (2) 調査指導事業を強化するため、免許権者である行政機関等に協力を求めながら、不動産広告実態調査を実施する。調査については、各構成団体にて対応する。
- (3) 表示規約及び景品規約違反を発見した場合は、公正競争規約に基づき速やかに是正指導を行うとともに、「違反調査及び措置の手続等に関する規則」「違反調査等事務処理規程」に従い当該事業者の所属団体に指導を依頼するなど事案処理の効率化を図る。また悪質な違反行為については、監督官庁と連携し厳正に対処する。
- (4) 協議会以外の業者に係る景品表示法違反を発見した時は、監督官庁と連携し、指導等を依頼する。

4 賛助会員の勧誘について

不動産広告の適正な表示を徹底するためには、実際に不動産広告を制作する広告代理店等の理解と協力が不可欠とされるので、広告代理店等に対し、引き続き賛助会員として入会を勧誘する。

5 関係官庁及び各地区公取協との連携について

消費者庁・公正取引委員会及び各県景品表示法主管課と連携し、監視指導体制の充実を図り、違反広告の排除を促進する。

また、各地区公取協との連携を一層密にし、常に情報の交換を行い、定期的開催される不動産公正取引協議会幹事会及び連合会総会において、共通問題について討議、検討を行い、規約の適正な運用を推進する。

四国地区不動産公正取引協議会

わが国の経済状況は、政府の発表した緊急経済対策や新成長戦略が更なる民間需要や雇用の拡大をもたらし、経済の好循環実現が望まれるところである。

このような状況の中、当協議会にあっては、公正な競争の確保と消費者が安心して住まい選びができるよう、公正競争規約の周知と適正な運用に努め、不動産広告のより一層の適正化を図る。

平成27年度には「違反調査等事務処理規程」について、より効果的な運用を実現すべく具体的に検討する予定である。

以上を踏まえ平成27年度の事業計画を次のとおり策定した。

1 公正競争規約並びに関連規程の周知と研修

各支部を構成する会員に対して、不動産広告の適正な表示の指導に努める。

2 賛助会員加入の促進と諸規約の周知

不動産の適正な表示を徹底するためには、広告代理店等の理解と協力が不可欠であることから、引き続き広告代理店等に対し、賛助会員加入の促進を図るとともに、規約等の認識を深め適正な広告の制作に努めるよう指導、助言を行う。

3 関係官庁並びに関係諸団体との連携

不動産広告の適正化及び取引の公正化を推進するため、消費者庁、公正取引委員会、各県担当課、各地区協議会との緊密な連携を図り円滑な業務の遂行に努める。

4 相談の実施

消費者、会員業者、広告代理店等から広告代理店等に対し「不動産の表示に関する公正競争規約」及び「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」に関する照会、相談、苦情等を受け付け、適正な対応に努める。

一般社団法人九州不動産公正取引協議会

政府が発表した今年度の経済見通しでは、実質成長率を1.5%増と昨年度のマイナスからプラス成長に転じると見ている。住宅・不動産業界に於いても、円安による企業業績の回復に伴う賃金の上昇や緩やかではあるが株価の上昇が、消費者マインドに大きな影響を与え、更なる好転の兆しを実感できる年となるべく、その成長の実現が期待される。

一方不動産業界では、「宅地建物取引主任者」が「宅地建物取引士」に改称されることから、「士業」としてのコンプライアンスの遵守が求められる。

当協議会に於いては、引き続き「不動産の表示に関する公正競争規約」と「不動産における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」の周知徹底及び公正競争規約違反行為の未然防止の為の研修・指導・相談業務に力点を置いた活動を積極的に実施する。

公正競争規約の周知を図るための研修会を各地で実施する。また、適正な広告作成の為に会員はもとより広告代理店・印刷会社等の事前相談業務を積極的に行っていく。「おとり広告」等の違反広告に対する調査・措置活動については、特に増加傾向にあるインターネット広告媒体を中心に積極的に実施する。

規約指導担当者の更なるレベルアップを図るため、各地区で活動される規約指導者・事務局等を対象とした「規約指導担当者研修会」を今年度も本部において実施し、規約指導担当者間の地区格差の解消、措置基準の統一、担当者の更なるレベルアップを図る。

今年度は、協議会持ち回りにて開催されている不動産公正取引協議会連合会総会が福岡で開催されるため、幹事協議会として積極的に対応する。

本会の使命である事業者間における公正競争の確保及び消費者保護をより一層図り、不動産業界の社会的地位の向上を目指していく。

公正競争規約に違反する行為の未然防止業務を基本としながら、公正競争規約の普及啓発、周知、相談等の諸事業を以下のとおり実施していく。

1 研修計画

(1) 所属会員対象の公正競争規約普及研修会

会員に対する表示規約、景品規約の周知活動が最重要課題であるため、各地区又は各所属団体が主催する研修会において普及を図る。本部としても講師の派遣、資料の提供など不動産の公正競争規約を普及させるために積極的に協力する。また、研修会の費用面での補助として、構成団体が研修会を1回実施する毎に5万円補助金を支払う。

(2) 賛助会員研修会

違反広告事例や相談事例などを含め、公正競争規約普及の為、各地区調査指導委員会主催にて広告代理店など賛助会員を対象とした研修会を開催する。

(3) 違反事業者に対する義務研修会

平成26年度中に警告以上の措置を受けた事業者及び平成25年度に義務研修を終えていない受講義務のある事業者を対象にした研修会は、各地区調査指導委員会において、適宜開催する。受講者から徴収した受講料は各地区へ還元する。なお、例年どおり対象者が少ないなど研修会を開催しない場合は、福岡地区主催研修会が対象者を受け入れることができることとする。

(4) 消費者向けセミナー

消費者庁より委任を受けた各県景品表示法担当課などが主催する消費者を対象とするセ

ミナーに、適宜、本部から講師を派遣するなど、一般消費者に対して不動産広告の読み方、見方等を普及させるために積極的に協力する。

(5) 新規入会事業者に対する規約普及研修会

各地区調査指導委員会および所属構成団体で、新規事業者や従業員を対象にした研修会を、適宜開催する。（前記の補助金対象の研修会は既存会員を対象とする研修会のみとし、新規入会者のみを対象とする研修会は含めない）

(6) 規約指導担当者研修会の実施

各地区で実際に適正広告の作成に尽力されている調査指導委員長他、担当事務局等を対象に研修会を実施する。

(7) その他会員等主催による研修会への講師の派遣

会員が主催する研修会に対し、依頼があれば講師を派遣する。

2 調査・指導計画

(1) 公正競争規約違反被疑事案の官民合同の現地実態調査

本年度は、官民合同の現地実態調査を、次の県で実施する。なお、実態調査費用は、本部にて負担する。

開催時期 / 8月から翌年3月中旬頃

開催県 / 福岡県、佐賀県、長崎県、大分県

(2) 消費者モニター制度の充実

売買広告はもちろんのこと、賃貸広告に関しても指導強化に取り組んでいくため、各地区調査指導委員会は、定例会議及び特定のテーマによる勉強会の開催、不動産広告の収集等を中心に推進し、消費者ニーズの動向、業界に対する意見・要望を聴く。消費者モニター制度を活用し、当協議会の諸事業に反映させる。

(3) 事前相談業務の拡充

各地区調査指導委員会は、所属の会員事業者、賛助会員等から不動産広告についての質問、広告制作にかかる相談に積極的に応じることとし、公正競争規約違反の未然防止に努める。

3 広報計画

当協議会のホームページで会員事業者、賛助会員、一般消費者等に対して協議会の相談違反事例、指導指針、最新情報、刊行物のご案内等をリアルタイムで発信していく。また、「eメール」による会員限定情報等の発信を今後も随時実施する。

また、公正競争規約などの運用状況など、本部で入手できる情報は、随時、各地区調査指導委員会や構成団体に提供する。各地区調査指導委員会及び各構成団体は、各自の広報紙掲載など、広報活動を展開する。次に、本部及び各地区調査指導委員会は、公正競争規約及び業界の自主規制活動状況について、一般消費者への周知、普及を図るため、適宜、各媒体に報道方を働きかけるほか、編集記事等の制作に協力し、タイアップ広告、パブリシティ広告の活用を図る。

4 その他

(1) 表示規約、景品規約を熟知し、会員が不動産広告を企画、作成する際の良きパートナー、アドバイザーとなる賛助会員（新聞社、広告代理店、印刷会社等）の増員を今年度も図る。

(2) 引き続き本部が実施する会議、研修会開催時における旅費等の一部補助等を実施するた

- め、1団体毎に一律10万円補助する。これによりこれまで福岡中心で行ってきた会議、研修会も一部九州各県の持ち回りとし、遠隔地の出席者の負担の軽減を図る。
- (3) 各地区調査指導委員会との連絡を密にし、共通の問題について相互に協力し、各地区間で会員事業者に不公平な取り扱いが生じないように、体制の整備、強化を図る。また、本部調査指導委員会を開催し、各地区調査指導委員会での運用など意見交換を行う。
- (4) 関係官庁・関係団体等との関係強化を図り、不動産広告の適正化及び不動産業における取引の公正を確保していく。
- (5) 一般消費者からの不動産広告についての相談、苦情に積極的に応じる。

参考（九州不動産公正取引協議会の助成金、補助金）

各地区（8地区）への助成金

*地区調査指導委員会費	1地区	10万円：3万円×開催回数
*消費者モニター謝礼金	1名	1万5千円
*義務研修会交付金	1名	1万円

団体会員（19団体）への補助金

- *研修会補助金（1回実施毎に5万円。新入会員研修会は除く）
- *会議、研修会等参加者旅費の一部補助金（1団体一律10万）

不動産公正取引協議会連合会参加団体への補助金

- *不動産公正取引協議会連合会参加団体への補助金（参加団体10万）